

高知県警察本部訓令第17号

警察本部
警察署

高知県警察職員健康管理規程を次のように定める。

平成26年5月29日

高知県警察本部長 小林 良樹

高知県警察職員健康管理規程

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 健康管理体制（第4条－第13条）

第3章 健康診断（第14条－第18条）

第4章 健康管理指導区分等の指定及び療養者の措置（第19条－第22条）

第5章 雑則（第23条－第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）その他の法令に定めるもののほか、職員の健康の確保について必要な事項を定めるものとする。

（所属長の責務）

第2条 所属長は、常に所属職員の健康の保持増進に努めるとともに、快適な職場環境の実現及び安全衛生思想の普及徹底を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（職員の義務）

第3条 職員は、自己の健康の確保及び増進に努めるとともに、この訓令に基づく健康管理に係る措置に従わなければならない。

第2章 健康管理体制

（総括健康管理者）

第4条 県本部に総括健康管理者を置く。

2 総括健康管理者は、警務部長の職にある者をもって充てる。

3 総括健康管理者は、第6条に規定する健康管理責任者を指揮し、次に掲げる事項を総括管理する。

（1） 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。

（2） 職員の健康の保持増進のための教育の実施に関すること。

(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。

(健康管理主管者)

第5条 県本部に健康管理主管者を置く。

2 健康管理主管者は、厚生課長の職にある者をもって充てる。

3 健康管理主管者は、総括健康管理者の職務を補助する。

(健康管理責任者)

第6条 所属に健康管理責任者を置く。

2 健康管理責任者は、所属長の職にある者をもって充てる。

3 健康管理責任者は、所属における第4条第3項各号に掲げる事項を統括する。

(健康管理担当者)

第7条 所属に健康管理担当者を置く。

2 健康管理担当者は、次長(次長が二人の所属は、次長(第一)の職にある者とする。)又は副署長の職にある者をもって充てる。

3 健康管理担当者は、健康管理責任者の職務を補助する。

(衛生管理者)

第8条 次の各号に掲げる所属の健康管理責任者は、それぞれ当該各号に掲げる数以上の法第12条第1項に規定する衛生管理者を選任しなければならない。

(1) 職員の数が50人以上200人以下の所属 1人

(2) 職員の数が200人を超え500人以下の所属 2人

2 健康管理責任者は、前項の規定により衛生管理者を選任したときは、速やかに厚生課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(衛生推進者)

第9条 職員の数が50人未満の所属の健康管理責任者は、法第12条の2に規定する衛生推進者を選任しなければならない。

2 健康管理責任者は、前項の規定により衛生推進者を選任したときは、速やかに厚生課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(保健師)

第10条 県本部厚生課に保健師を置く。

2 保健師は、健康管理主管者を補佐するとともに、職員に対する保健指導、健康教育、健康相談等を行わなければならない。

(産業医)

第11条 健康管理責任者は、法第13条第1項に規定する産業医を選任しなければならない。

- 2 健康管理責任者は、前項の規定により産業医を選任したときは、速やかに厚生課長を経由して本部長に報告しなければならない。
- 3 産業医の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 健康管理責任者は、産業医が次のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらずその選任を解除するものとする。
 - (1) 本人からの申出があったとき。
 - (2) 警察の産業医としてふさわしくない非行のあったとき。(健康管理審査委員会)

第12条 県本部に健康管理審査委員会を置く。

- 2 健康管理審査委員会は、健康に異常があり就業上の配慮が必要と認められる職員（以下「対象職員」という。）について、別表の健康管理指導区分基準表に定める健康管理指導区分及び管理措置（以下「健康管理指導区分等」という。）の指定、変更及び解除に関する事項を総合的に調査又は審議することを任務とする。
- 3 健康管理審査委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 委員長 総括健康管理者
 - (2) 副委員長 健康管理主管者
 - (3) 委員 対象職員の所属の健康管理責任者及び産業医その他委員長が必要と認める者
- 4 委員長は、必要に応じて健康管理審査委員会を招集し、その議事を主宰する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその事務を代行する。
- 6 健康管理審査委員会は、健康管理指導区分等の指定、変更及び解除に関する調査又は審議を行ったときは、その結果を本部長に報告しなければならない。
- 7 健康管理審査委員会の庶務は、県本部厚生課において行う。
(衛生委員会)

第13条 所属に衛生委員会を置く。

- 2 衛生委員会は、次に掲げる事項について調査又は審議をし、健康管理上必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 所属職員の健康障害を防止するための対策に関すること。
 - (2) 所属職員の健康の保持増進を図るための対策に関すること。
 - (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、所属職員の健康障害の防止及び健康の保持

増進に関すること。

- 3 衛生委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 委員長 健康管理責任者
 - (2) 副委員長 健康管理担当者
 - (3) 委員 衛生管理者又は衛生推進者、産業医その他委員長が必要と認める者
- 4 委員長は、毎月1回以上衛生委員会を招集し、その議事を主宰する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその事務を代行する。
- 6 衛生委員会における議事は、記録を作成して保存しなければならない。

第3章 健康診断

(健康診断の実施)

第14条 総括健康管理者は、職員に対し、法第66条第1項又は第2項に基づく健康診断及び職員の健康を保持するため臨時に行う必要のある健康診断（以下これらを「健康診断」という。）を実施しなければならない。

- 2 健康管理責任者は、所属職員に健康診断を受けさせなければならない。
- 3 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により指定された期日又は期間内に健康診断を受けることができないときは、当該事由の消滅後速やかに当該健康診断を受けなければならない。
- 4 健康診断の検査項目、実施方法等の細目的事項については、その都度、総括健康管理者が指定する。

(健康診断の免除)

第15条 総括健康管理者は、前条に規定する健康診断に相当する健康診断を医療機関において受け、その結果を証明する書面を提出した職員については、前条の規定にかかわらず当該健康診断の全部又は一部を免除することができる。

(健康診断の結果通知等)

第16条 総括健康管理者は、健康診断の結果を当該健康診断を受けた職員及び健康管理責任者に通知しなければならない。

- 2 健康管理責任者は、前項の規定による通知があったときは、職員の健康の保持増進に必要な指示又は指導を行わなければならない。

(精密検査等)

第17条 職員は、前条第1項の通知により、精密検査、再検査、その他医療（以下「精密検査等」という。）を受ける必要があることを知ったときは、医療機

関において速やかに精密検査等を受けなければならない。

- 2 健康管理責任者は、所属職員が前項に規定する精密検査等を受ける必要があると診断されたときは、これを受けさせなければならない。

(健康管理個人票の備え付け)

第18条 健康管理主管者及び健康管理責任者は、職員ごとに健康管理個人票を作成し、備え付けておかななければならない。

第4章 健康管理指導区分等の指定及び療養者の措置

(健康管理指導区分等の指定)

第19条 対象職員の健康管理指導区分等の指定は、健康管理審査委員会の調査又は審議を経た上で、本部長が行う。

- 2 本部長は、健康管理指導区分等の指定を行ったときは、指定内容を当該職員及び健康管理責任者に書面により通知するものとする。
- 3 健康管理主管者は、健康管理指導区分等の指定が行われたときは、その理由及び内容を県本部警務課長に通報しなければならない。

(健康管理指導区分等の変更及び解除)

第20条 健康管理指導区分等の変更及び解除は、健康管理審査委員会の調査又は審議を経た上で、本部長が行う。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の変更又は解除が行われたときについて準用する。この場合において、前条第2項及び第3項中「指定」とあるのは「変更又は解除」と読み替えるものとする。

(事後措置)

第21条 健康管理責任者は、所属職員が健康管理指導区分等の指定を受けたときは、指定された管理措置に従い適切な事後措置を講じなければならない。

- 2 健康管理指導区分等の指定を受けた職員は、主治医、産業医及び健康管理責任者の指導に従い、健康の回復に努めるとともに、自身の療養の状況について、健康管理責任者に報告しなければならない。

(療養者の措置)

第22条 健康管理責任者は、前条に掲げる場合のほか、療養中の職員の健康の回復に関し、主治医又は産業医の意見を聴取して必要な措置を講じなければならない。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第23条 職員の健康管理業務に従事し、又は従事した職員は、職務上知り得た秘密を正当な理由がなく他の者に漏らしてはならない。

(報告及び資料の提出)

第24条 総括健康管理者は、職員の健康管理上必要があるときは、産業医、健康管理責任者等から必要な報告及び資料の提出を求めることができる。

(委任)

第25条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年6月1日から施行する。
(高知県警察職員健康管理規程の廃止)
- 2 高知県警察職員健康管理規程（平成14年7月本部訓令第17号。以下「旧訓令」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この訓令の施行の際現に旧訓令第8条の規定により選任されている衛生管理者及び衛生推進者については、この訓令の第8条又は第9条の規定により選任されたものとみなす。
- 4 この訓令の施行の際現に旧訓令第10条の規定により委嘱されている産業医については、当該規定により交付を受けた産業医委嘱書記載の所属の健康管理責任者から、この訓令の第11条の規定により選任された産業医とみなす。この場合において、産業医の任期は、旧訓令の規定により委嘱された日から1年とする。
- 5 この訓令の施行の際現に旧訓令第20条の規定により指導区分の指定を受けている職員は、この訓令の第19条の規定により健康管理指導区分等の指定を受けているものとみなす。この場合において、旧訓令別表第1の健康管理指導区分基準表の指導区分欄中「A（要休業）」とあるのは「A（要休職）」と、「B（要制限）」とあるのは「B（要当直禁止）」と、「C（要注意）」とあるのは「C（要その他の制限）」と読み替えるものとする。
- 6 この訓令の施行の際現に旧訓令第24条の規定により備え付けられている健康管理個人票については、この訓令の第18条の規定により備え付けられている健康管理個人票とみなす。

別表（第12条関係）

健康管理指導区分基準表

健康管理指導区分	判定基準	管理措置
A（要休職）	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号（心身の故障のため、長期の休養を要する場合）に該当するもの	休職により、療養のため、必要な期間勤務させないこと。この場合において、休職が必要な期間を明示するものとする。
B（要当直禁止）	当直勤務の禁止又は当直勤務の禁止を含む勤務の制限を必要とするもの	当直勤務の禁止又は当直勤務の禁止を含む勤務制限を加えること。
C（要その他の制限）	当直勤務の禁止を除く勤務の制限を必要とするもの	当直勤務の禁止を除く勤務制限を加えること。